

長寿（後期高齢者）医療制度加入者へのお知らせ

有効期限は平成26年7月31日です。
住所・氏名・一部負担金の割合などを
確認してください。
ピンク色は変わりません。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成26年 7月31日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
被 住 所	浦添市安波茶1-1-1
被 保 険 者 氏 名	後 期 太 郎
生年月日	昭和 5 年 7 月 5 日
資格取得年月日	平成20年 4 月 1 日
有効期日	平成20年 4 月 1 日
交付年月日	平成24年 8 月 1 日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合

8月1日から後期高齢者医療被保険者証（以下被保険者証という）・限度額適用認定証・標準負担額減額認定証が切り替わります。

現在お持ちの平成25年7月31日期限の被保険者証・認定証などは、8月1日以降は使用できなくなりますので、必ず7月中に切替えの手続きをしてください。

後期高齢者医療保険料の滞納がない方には、新しい被保険者証を7月下旬までに簡易書留で郵送します。

滞納のある方は、市役所窓口での切替えとなります。案内を郵送しますので窓口で納税相談をしてください。

「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」（以下減額認定証という）は被保険者証と一緒に送付しますが、減額認定証が同封されていない方、「区分低Ⅱ」と表記のある方で、長期入院該当候補者（※1）、平成25年度も引き続き住民非課税世帯に属する方は更新手続きが必要となります。

長期入院該当候補者（※1）で申請を希望する方については医療機関が発行した直近3か月分の領収書など入院日数が確認できるものを持参し、窓口で申請してください。認定されると更に食事代が減額されます。

※1 長期入院該当候補者とは、「区分低Ⅱ」の認定後、平成24年8月から平成25年7月までの診療分の入院日数が1日以上ある方をいいます。

長寿（後期高齢者）医療制度医療費の一部負担金の限度額適用と食事代を減額する制度があります。

長寿（後期高齢者）医療被保険者で住民税非課税世帯の方は、療養を受けたときに支払う医療費の一部負担金と入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下減額認定証という）の交付を受けることができます。

交付対象 低所得者Ⅰ：同一世帯の全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方（年金の控除額を80万円として計算）

低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰに該当する方を除く）

申請方法 該当する方は、国民健康保険課18番窓口で「減額認定証」の交付を申請してください。

申請に必要な物 ①後期高齢者医療被保険者証 ②被保険者本人の印鑑
③代理人が申請をする場合は代理人の印鑑（認め印可）
④申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

長寿健康診査を受診しましょう

対象者は浦添市に居住する長寿（後期高齢者）医療被保険者です。
国民健康保険課からオレンジ色の封筒に入った黄色の長寿健康受診券を送付していますので、電話で医療機関に予約をしてください。
料金は無料です。



長寿健康受診券

問い合わせ 庶務係 後期高齢者医療担当（内線3712・3727）



国民健康保険課からのお知らせ

☎876-1234

国民健康保険税の制度が改正されました

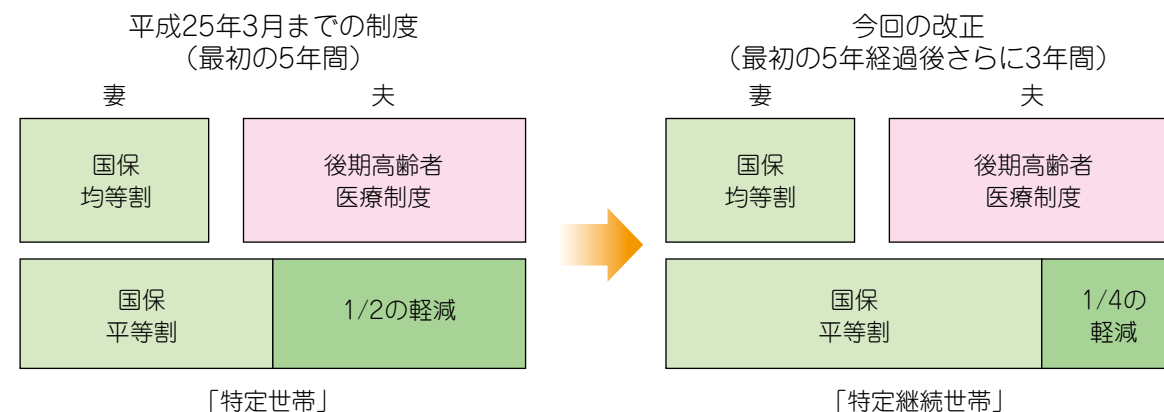
国民健康保険税は、制度の改正（平成25年4月施行）により軽減措置の期限が延長されました。軽減に該当する世帯は自動的に適用されますので、申請の必要はありません。

改正①低所得者に対する軽減 低所得者に該当する世帯はこれまで、5年間という期限付で後期高齢者医療制度へ移行した方を含めて税額を算出するという軽減措置を行っていましたが、その期限を恒久化（期限を区切らない）することになりました。

改正②平等割額の軽減 これまでは次の条件①②に該当した場合、該当してから5年間を「特定世帯」とし、国保税の平等割額を2分の1軽減としていました。今回の改正により5年間の平等割額2分の1軽減終了後も、さらに3年間を「特定継続世帯」として平等割額が4分の1軽減されることになりました。

条件① 賦課期日または後期高齢者医療制度へ移る際に国保加入者が1人の場合

条件② 後期高齢者医療制度へ移行後、世帯主の変更がない世帯



平成25年度 国民健康保険税納税通知書の発送および納期限について

7月上旬に国民健康保険税納税通知書の発送を予定しています。

納期限は7月から翌年2月までの各月末になりますので、納め忘れのないようお願いします。

（月末が土日・祝日に当たる場合は、その翌日が納期限となります）

問い合わせ 国保税第1・2係（内線3717～3725）

国民健康保険加入者各種証の切替えの時期です

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」の有効期限は7月31日までとなっていますので、更新手続きが必要です。

更新手続きをしていない場合、医療機関での支払いが自己負担限度額を超える場合があります。

申請に必要なもの ①対象者の国民健康保険証 ②申請者の印鑑 ③申請者の本人確認書類（運転免許証など）
④世帯主直筆の委任状（世帯主以外が申請する場合）
⑤過去12か月の入院日数が90日を超えるときはその領収書（標準負担額減額認定証のみ）
⑥特定疾病療養受療証のみ新規で申請する場合は医師の意見書

問い合わせ 給付係（内線3713・3714）